

# 葉山町 支援教育推進指針

令和5年4月



葉山町教育委員会

～ 目次 ～

1 指針策定の概要

- (1) 経緯(葉山町の課題)
- (2) 国・県の動向

2 支援教育推進の方向性

- (1) 基本的な考え方
- (2) めざす方向性

3 施策の方向

- (1) 通常の学級に在籍するすべての児童生徒への支援のあり方
  - ア 基本的な考え方
  - イ これまでの主な取組
  - ウ 課題
  - エ 課題解決への方策
- (2) 特別支援学級の充実
  - ア 基本的な考え方
  - イ これまでの主な取組
  - ウ 葉山町の現状
  - エ 課題
  - オ 課題解決への方策
- (3) 通級指導教室との連携
  - ア 基本的な考え方
  - イ これまでの主な取組
  - ウ 課題
  - エ 課題解決への方策
- (4) 教育支援教室ヤシの実のあり方
  - ア 基本的な考え方
  - イ これまでの主な取組
  - ウ 背景
  - エ 課題
  - オ 課題解決への方策

#### 4 相談先一覧

#### 5 用語の解説

#### 6 資料等

- ・葉山町立学校特別支援教育支援員派遣事業要綱資料1
- ・葉山町特別支援教育支援員の任用及び配置基準資料2
- ・教育支援教室の通室(退室)までの流れと、段階に応じた支援資料3
- ・医療的ケア児の切れ目のない子育て支援のために資料4

## 1 指針策定の概要

### (1) 経緯（葉山町の課題）

葉山町教育委員会では、児童生徒が、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つインクルーシブ教育の充実を図るとともに、必要に応じて小・中学校における特別支援学級、ことば・きこえの教室（葉山町立小学校の通級指導教室）、ヤシの実（葉山町教育支援教室）といった「安心して学べる場」を選択できるようにしている。

児童生徒の発達面や障害等における課題が、多様かつ複雑になってきている。また、特別支援学級や通級指導教室の利用を希望する児童（生徒）の増加や、通級指導教室のニーズの高まりなど、学習や発達に関して、特別な支援を必要とする児童生徒も少くない状況であり、対応が急務となっている。

さらに近年、国や県において、特別支援教育や通級における指導の適切な運用について、通知や指針が示されてきている。

こうした状況を捉えたうえで、現在までの支援教育体制を整理し、本町における支援教育体制をさらに充実していくために、このたびの支援教育推進指針を策定する。

### (2) 国・県の動向

平成 19 年 4 月	「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられる
平成 19 年 9 月	「障害者の権利に関する条約」の署名 障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約
平成 26 年 1 月	同条約の批准
平成 23 年 8 月	障害者基本法の一部改正
平成 24 年 7 月	中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
平成 25 年 6 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定
平成 28 年 4 月	同法律の施行
平成 29 年～ 平成 31 年	幼稚園教育要領並びに各学習指導要領改訂
令和元年 10 月	文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知
令和 3 年 1 月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告
令和 3 年 1 月	中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」
令和 3 年 4 月	こども・若者育成支援推進本部策定（内閣府）「子供・若者育成支援推

	進大綱（第3次）
令和3年9月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和4年3月	「かながわ特別支援教育推進指針」策定

## 2 支援教育推進の方向性

### （1）基本的な考え方

#### ア 共生社会の実現に向けたインクルーシブな環境づくり

共生社会の実現に向けて、すべての児童生徒が、どこで学んでいてもその教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、共に学び共に育つインクルーシブな環境づくりが重要である。

#### イ 社会情勢や教育的ニーズを踏まえた継続的な「あり方」の検討

今後、インクルーシブ教育の進展を踏まえ、社会情勢や児童生徒の教育的ニーズの変化及びその時々々の状況に的確に対応した葉山町における「支援教育推進のあり方」を常に検討していく必要がある。

#### ウ これまでの施策を踏まえた取組の方向性

##### ① すべての児童・生徒ができるだけ共に学び共に育つ仕組みづくり

相互理解を大切にしながら、すべての児童生徒ができるだけ同じ場で共に学び共に育つ仕組みづくりの取組を更に進める必要がある。

##### ② 多様かつ個別の教育的ニーズに合わせた連続性のある教育の実現

児童・生徒の多様かつ個別の教育的ニーズに合わせた連続性のある教育の実現に向け、教育委員会及び町立各小中学校が、学びの場の役割やめざす方向性を共有し、教育環境や児童生徒への指導・支援の更なる充実が必要である。

##### ③ 切れ目ない支援体制の構築

町と学校が、それぞれの役割や状況を踏まえて連携し、葉山町における、教育・医療・福祉・労働等の関係機関等の連携・協働による、切れ目ない支援体制を構築していく必要がある。

## (2) めざす方向性

全国的に、直近 10 年間で義務教育段階の児童生徒数は 1 割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増となっている。葉山町立小中学校においても、特別支援学級の入級希望が増加している現状である。そこで、通常級の支援教育の充実と、特別支援学級の支援教育の充実といった二本柱を重視し、就学前から中学校段階までの学びを通じて、子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、教育支援教室といった、連続性のある多様な学びの場それぞれの方向を示す。

### ア 小・中学校における支援教育の充実

各学校において、支援体制や教育環境を整備し、すべての児童生徒ができるだけ同じ場で共に学び共に育つインクルーシブな学校づくり・学級づくり・授業づくりをめざす。併せて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などにおける、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援について、教職員の資質向上や特別支援学校のセンター的機能の活用等、その更なる充実をめざす。

### イ 連続性のある学びの場の整備と切れ目ない支援の充実

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの間で、教育課程の円滑な接続等による学びの連続性の実現を図り、支援が必要な児童生徒の教育的ニーズの変化に応じ、適切な学びの場を整備、提供していくことをめざす。また、就学前から卒業後まで安心して地域で学び、生活できるよう、教育・医療・福祉・労働等の関係機関等が連携し、個別の教育支援計画を作成し活用する等、情報共有を図りながら、切れ目ない支援が適切に行われることをめざす。

## 3 施策の方向

### (1) 通常の学級に在籍するすべての児童生徒への支援のあり方

#### ア 基本的な考え方

通常の学級における発達障害（ASD・LD・ADHD・チック症・吃音等）の可能性のある児童生徒は、8.8%程度の在籍率が示されている。（令和4年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない）平成24年の前回調査では、6.5%だったことから、その割合が増加していることが明らかである。そのような中で、小学校学習指導要領（H29）、中学校学習指導要領（H29）においては、特別支援教育に関する記述が

充実されている。

各学校では、それぞれの学習指導要領等に基づき教員等の資質向上に向けた研究・研修や人材育成を進めるなど、障害のある子どもの学びを支える特別支援教育の更なる充実をめざす。各学校は、障害のあるなしに関わらず、「インクルーシブ教育」や「ユニバーサルデザイン」等をふまえて、授業づくり、学級づくりに取り組んでいく。

#### イ これまでの主な取組

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援は、通常の学級担任や学年付きの専科教員、教育相談コーディネーター、副担任（中学校）等が行ってきた。

教育委員会は、前年度中に各校の様子を聞きとり、特別支援教育支援員（以下、支援員という）の配当時間を適切に配当し、通常級に在籍する障害のある児童生徒への支援のために、支援員を活用するようにしている。

#### ウ 課題

##### ① 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への指導体制について

通常級の担任が全ての児童生徒を見ていくには、限りがあり、障がいのある児童生徒に特別に支援したくてもできない、または、特別に対応することでその他の児童生徒の学習が進まない場面が生じることがある。

##### ② 障害のあるなしに関わらず、様々な理由から、教室に入ることができない児童生徒がおり、教室の他に学びの場や学びをサポートする人材が必要である。

#### エ 課題解決への方策

##### ① すべての教職員が関わるインクルーシブ教育

担任一人だけが支援するというのではなく、教育相談コーディネーターや教科担当、養護教諭やSC、SSW等全職員で児童生徒を支援していくための支援体制を整える。

##### ② 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成

通常の学級において、通級による指導を受けていない支援の必要な児童生徒についても個別の指導計画や教育支援計画を必要に応じて作成し、活用に努め、個に応じて取り組んだ内容については、確実に引継ぎが行えるようにする。

##### ③ 多様な児童生徒の学びの場（リソースルーム（仮））の設置

様々な理由から、教室に入ることができない児童生徒が、安心して学ぶことのできる校内の居場所づくりと、児童生徒が安心・安全に過ごすことができるよう校内での

工夫による柔軟な人材の活用を推進する。

## (2) 特別支援学級の充実

### ア 基本的な考え方

特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障害の重複化、多様化の状況に対応し、多様な学びの場の整備という観点から、特別支援学級の整備を進めることが求められている。

整備を進める上では、特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級であり、特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の障害の状態に応じて、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成し、児童生徒の実態に応じた教育を提供する必要がある。

今後、インクルーシブ教育の進展を踏まえ、社会情勢や児童生徒の教育ニーズの変化及びその時々状況に的確に対応した特別支援教育のあり方を常に検討していく。

### イ これまでの主な取組

- ① 各小中学校は、特別支援学級の児童生徒を、交流級の名簿の中に入れ、出来る限り交流級で過ごすことができるようにすることを大切にしてきた。この為、支援級の担任は、交流級の担任と連携するよう努力してきた。
- ② 葉山町教育委員会では、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざすという基本的な考え方のもとで、交流や共同学習を目的として通常級で過ごす場合や、通常級において支援を要する児童生徒をサポートするために各小中学校に特別支援教育支援員を配置し、推進してきた。
- ③ 葉山町と鎌倉市との合同交歓会を開催し、市町を超えて、特別支援学級の児童が交流できる取組を意図的につくってきた。

### ウ 葉山町の現状

- ① 近年、県全体の傾向として少子化が進んでおり、児童生徒数については、短期的・一時的に増加する学校があったとしても、概ね15年後には、今より2割以上の減少が見込まれている。「第3次葉山町教育総合プラン」P4『2 新たな社会への対応に向けて（マクロ的課題）』より抜粋



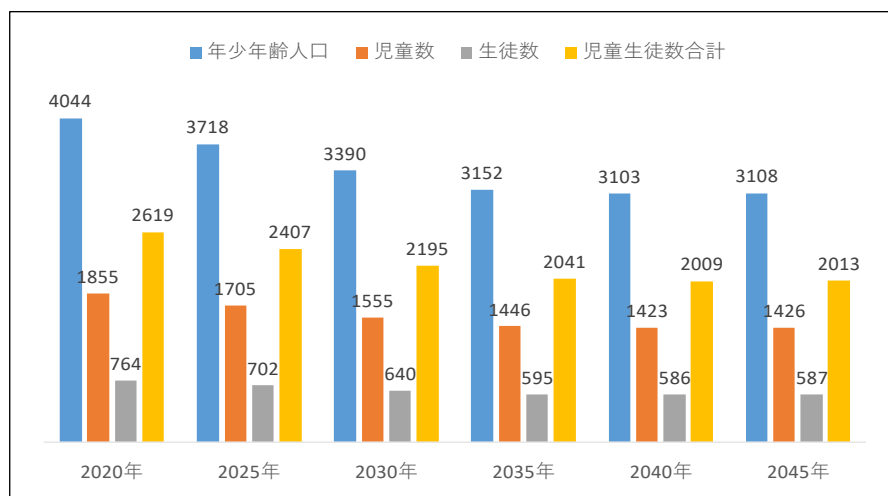


図1 葉山町少子化・人口減少の見通し

② 図1の反面、町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の人数は、図2のとおり増加し、令和4年度は115人（平成27年度の約1.8倍）となっている。増加内訳を校種別で見ると、小学校は41人（同1.85倍）、中学校は10人（同1.6倍）の増加となっている。

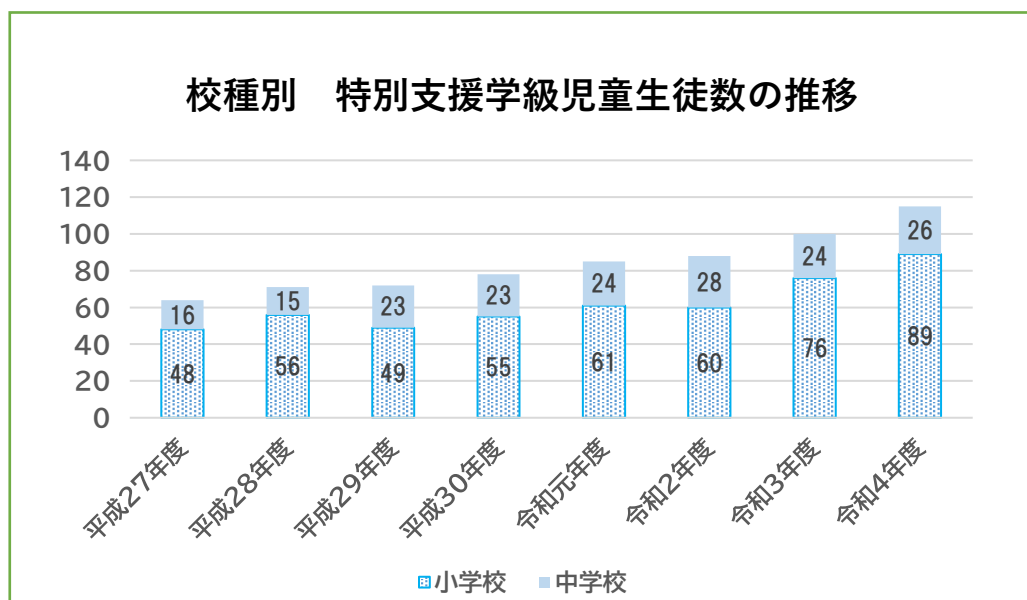


図2 町立小中学校の特別支援学級 在籍児童生徒数の推移

## エ 課題

### ① 特別支援教育における指導や支援、教職員の専門性の向上について

特別支援学級児童生徒数の増加に伴い、担当する教員の人材育成や専門性の向上が課題となっている。そのため、町は、教育相談コーディネーターや特別支援学級を担う教員の人材育成や専門性の向上に向けた研修や人事交流等の更なる取組を進める必要がある。

### ② 特別支援教育の個に応じた支援について

特別支援学級に在籍している児童生徒が、多くの時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合があり、自立活動の実施等支援級で学ぶ意義を明確にするべき状況が見られる。

### ③ 特別支援学級の増加による環境の整備について

気持ちを落ち着かせる場や学習環境等、個や集団に応じた支援に要する教室環境の整備が必要である。

## オ 課題解決への方策

### ① 特別支援教育における指導や支援の充実、教職員の専門性の向上について

1) 葉山町教育委員会は、大学や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、民間関連機関など、特別支援教育の専門機関等と連携し、特別支援教育の充実に資する情報提供や夏季研修講座を実施する。その成果は特別支援学級担当者会等を通じて発信、普及を図っていく。

2) 教育相談コーディネーターのフォローアップも兼ね、精神科医師や大学教授によるケース検討会議を実施し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援と校内体制づくりの中核となる人材を育成していく。

3) 町部局と連携し、幼児期から就学相談を丁寧を実施・継続し、特別支援教育の視点から、幼稚園・保育園等の時期より小・中学校までの一貫した支援の充実に推進していく。このために、教育相談に来庁された保護者には、町の相談支援ファイル「[こん葉す](#)」(町ホームページからダウンロード可)を配付し、個別の支援計画が累積されるための活用を勧める。

4) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ～特別支援教育 e ラーニング～」を積極的に活用した自己研鑽研修を紹介、周知することで特別支援学級担当者の専門性向上を推進していく。

- 5) 特別支援学校のセンター的機能の活用を図る為、武山養護学校や平塚盲学校、横須賀市立ろう学校等と連携し、専門的知見をもった支援グループの相談担当による児童生徒の見立てのもと、指導助言を受け、適切な指導につなげていく。
  - 6) 特別支援教育支援員等に、研修会を実施する。障害の理解や個に応じた支援のあり方について研修し、支援員の資質向上と適切な支援の実施につなげる。
- ② 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習について
- 1) 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもち、充実した時間を過ごしていることが重要である。通常の学級の児童生徒にとっても、他者理解や障害理解等の面において、学びの効果が高い。また、このため障害のある児童生徒が交流したり共同学習を行ったりする通常級の教師が当該児童生徒の状況を把握し、目的を理解したうえで、交流及び共同学習として通常級で支援、指導を行うことが大切である。その為に、特別支援学級の児童生徒が通常の学級で過ごす際は、通常級と支援級の担任が共に、教材の工夫や場づくり、授業づくり、ICTの活用等、個に応じた工夫に努めていくことが必要である。
  - 2) 特別支援学級に在籍している児童生徒一人ひとりの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うべきである。例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やす等、当該児童生徒にとって教育上必要性がある場合においては、柔軟に対応していくことが重要である。
  - 3) 個別の指導計画、支援計画を活用した組織的・継続的な指導を行い、個に応じたカリキュラムの工夫を図る。特に交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない状況がないよう留意しながら進めていく。
- ③ 特別支援学級の増加による環境の整備について
- 特別支援学級在籍の児童生徒の増加により、各校において、以前通常級だった教室や学習室を、パーテーション等で特別支援教育の場にふさわしいように工夫する。個や集団に応じた支援に要する教室環境の整備を行う支援を教育委員会が行う。
- ④ 個に応じた児童同士の交流について
- 異年齢によるグループ学習等を通して、様々な人との関係性を構築することを大

切にする。

### (3) 通級指導教室との連携

#### ア 基本的な考え方

通級による指導とは、小学校の通常の学級に在籍している軽度の障害（構音・吃音等）のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態である。（学校教育法施行規則第140条及び第141条）

通級指導教室において対象の児童生徒が学ぶ自立活動の内容は、在籍する通常の学級の担任もその内容を念頭において指導を行う必要がある。このことから、児童生徒が在籍する通常の学級の担任と随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、児童生徒に対して作成される個別の指導計画に、通級による指導における指導内容等も記載し、通級による指導における効果が、通常の学級においても感じられることを目指すことが重要である。

#### イ これまでの主な取組

平成18年度、葉山町教育総合センターの建物の中に、福祉分野（公立保育園、未就学児の療育教室）と教育分野（教育委員会、通級指導教室）を配置し、福祉と教育が融合した町のセンター的機関としてスタートした。葉山町の通級指導教室は、照明、冷暖房、防音設備等、指導に必要な環境設備が整備されている。

通級指導教室「ことば・きこえの教室」は、ことばやきこえ、コミュニケーションについて心配のある児童とその保護者から相談を受け、必要な指導や支援を行っている。

また、保護者に向け、年度当初に保護者会を開催し、通級の目的を説明する等、理解・啓発に取り組んできた。

#### ウ 課題

##### ① 通級児童の増加について

年度途中の入級児童が増加傾向にある。反して、令和3年度における年度途中の退級児童は5人であった。児童の早期支援のもと各小学校の要望により、仮の通室を認めていることが一因と考えられる。表1のとおり、年度末になると、小学校卒業児童が退級するため在籍人数は次年度5月の時点で40人程度となっている。授業時間内での指導ではなく、放課後の指導時間が大半を占めている為、指導時間に限りがあり、受入れ可能な人数の拡充が難しい。

また、小学校6年生の通級指導教室卒業生の割合が大きい。「切れ目ない支援」の観点から、中学生を対象とした通級指導教室の実態把握が必要である。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
5月1日時点	41人	42人	41人	45名
3月31日時点	45人	54人	59人	57人
年間の増減	+4	+12	+18	+12

表1 通級児童の人数

② 通級指導教室の指導や機能の周囲の理解について

先に記述した特別支援学級在籍児童数の増加に伴って、通級指導教室の入級希望児童についても増加傾向にある。児童、保護者、在籍校の担任等が、通級指導教室の目的や指導内容等を理解し、通級指導教室につながっているか課題である。

③ 指導者の資質向上に向けて

町立4小学校のセンター的機能を担い、専門性の高い教室であることから、専門性の担保と教室内の人材育成について組織的に取り組んでいく必要がある。

エ 課題解決への方策

① 通級児童の増加について

1) 指導の形態の見直し

「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行う。

特に、授業時間中において現在の拠点校型以外の巡回型の通級指導教室を推進していく。

2) 途中入級について

途中入級者に対して、初回面接を行い、個別の指導計画を立案する必要があることを考えると、年度途中の入級希望者の増加は、通級指導教室の運営面において指導時間の逼迫状況につながっている。

これらのことから、就学支援委員会後に専門部会を年3回(6月・10月・1月)開催し、多角的に審議したうえで入級を決定していく。

3) 中学生を対象とした通級指導教室の検討

中学校へ進学後に、通常の学級の生徒が、一部障害に応じた特別の指導を受ける特別の場がない為、今後中学生の実態や要望を整理しながら、中学生を対象とした通級指導教室を検討していく。

② 通級指導教室への理解と啓発

通常の学級の担任が通級指導教室について知る機会が少ないため、設置校では通級指導教室への理解が深まるよう周知する機会を設けている。設置校以外の学校においても、通級指導教室の指導内容を知る機会を、年度当初の職員会議の前後の時間に設け周知し、通級指導教室がもっている本来の指導内容を明確にしていく。

③ 個に応じたカリキュラムの工夫、活用

在籍校が、通級指導教室が作成した個別の指導計画を共有できるような組織的な活用を行う為、通級指導教室の専門的な助言を得る機会を積極的につくっていく。

(4) 教育支援教室ヤシの実のあり方

ア 基本的な考え方

教育支援教室は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を柱として、社会的自立を目指すための相談及び指導を行う。

葉山町立小中学校に在籍する児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、通室判定会議において、教育支援教室への通室が適切と認められる児童生徒が対象である。

イ これまでの主な取組

令和3年4月に、教育支援教室の建物が上山口小学校本校舎1階に移転された。専任教諭と教育指導助手の2名体制で指導、教育相談員1名が相談を担当している。

通室生の在籍校には、月ごとに出席や個別学習・集団活動の取り組み状況を報告している。また、教育支援教室に通室した日は、学校への出席扱いとしている。

ウ 背景

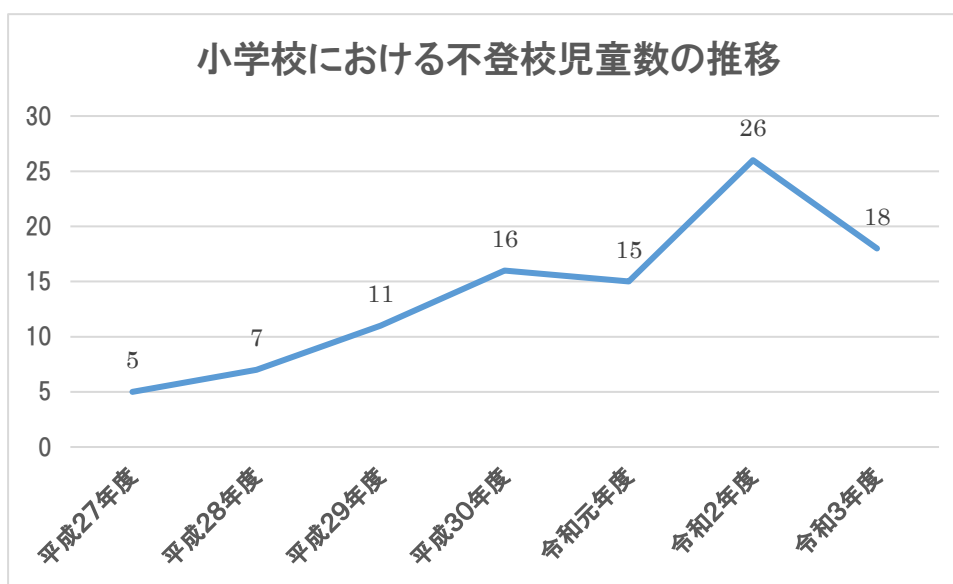


図3 葉山町立小学校における不登校児童数の推移

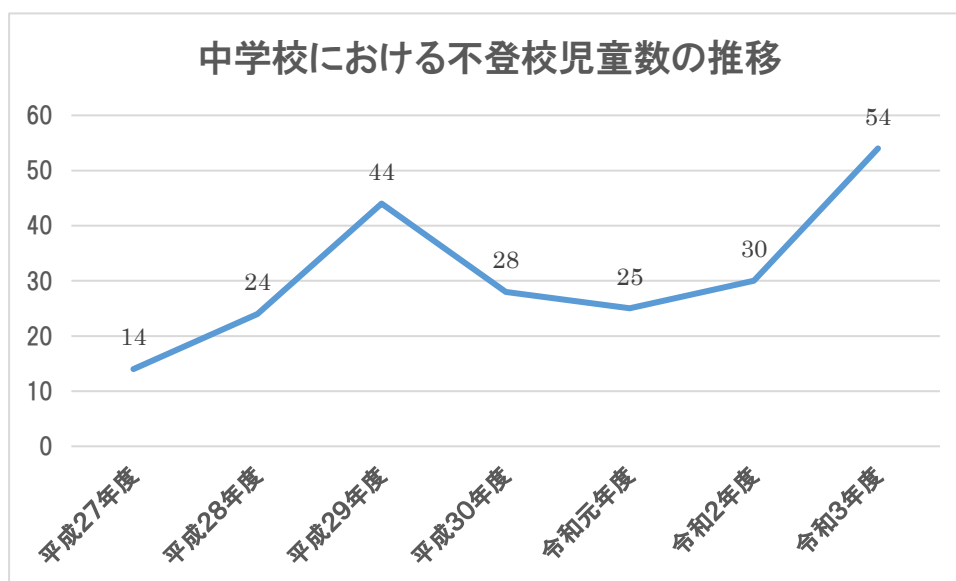


図4 葉山町立中学校における不登校生徒数の推移

図4のとおり、町立中学校の不登校生徒数が増加傾向にある。不登校生徒の現状を  
見てみると中学生入学以降に不登校になった割合がおよそ85%を占めている。

## エ 課題

- ① 表2のとおり、教育支援教室の本通室生の人数は増えていないが、本通室や仮通室の前段階の「体験」として利用する生徒が増えている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学生	0	2	3	3	4
中学生	8	6	10	8	7

表2 校種別 通室生の人数

通室生それぞれに、対人関係面・学習面・発達面等多様な支援が必要であり、指導者の上記のような専門性が求められている。

- ② 教育相談員が非常勤で週2日の勤務のため、十分な連携や調整をとることが難しい。

## オ 課題解決への方策

- ① 多様な支援を必要とする通室生

### 1) 指導者の専門性の向上

様々な課題をもつ児童生徒の理解を深め、児童生徒支援についてスキル向上を図るため、事例検討研修会への参加や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ～特別支援教育 eラーニング～」の活用を推進していく。

### 2) 個に応じたカリキュラムの工夫

個別の指導計画や支援計画を活用した組織的・継続的な指導を行い、個に応じたカリキュラムの工夫を図る。

また、児童生徒に貸与されたタブレットを使用し、個に応じた教科学習等を必要に応じて進める。

- ② 教育相談員の配当時間拡充の検討

不登校相談が増加する中、教育相談員の勤務時間の再検討を行う。専任教諭等と、チームとして児童生徒に関わるため、情報共有や見立て等の時間を確保する必要がある。

また、相談先として青少年センターの相談機関やフリースクール等、多様な機関と連携し、取り残さない取組を継続していく。



③ 不登校の実態把握

中学校入学以降に不登校になった割合が高いことから、小学校から中学校へなめらかに接続することが必要である。

また、これまで以上に各校における不登校の実態把握に努め、S CやS S W等の専門家や教育相談につなげることが大切である。

#### 4 相談先一覧

相談窓口	問い合わせ先	相談内容／相談を受ける者	相談時間
スクール カウンセラー (学校配置)	各学校 教頭	学校生活に関わる各種相談 公認心理師・臨床心理士 他、心理の専門家	学校閉校日を除く 平日
教育研究所 (教育相談員直通)	☎046-875-7296	学校生活・いじめ・親子関係・ 長期欠席・学習進路・身体 健康・友人異性関係・非行・ 発達など 教育相談員 公認心理師兼学校心理士	年末年始閉庁日・ 祝日を除く平日 9時～17時
教育委員会 学校教育課指導 係	☎046-876-1111 (代表) 【内線 7251】	学校・学区・特別支援等学 校教育全般	年末年始、閉庁日・ 祝日を除く平日 9時～17時
地域青少年相談	☎070-4552- 9838	ひきこもり・不登校・非行 等 悩みを有する若者・家族・ 関係者	祝日を除く第2・ 4木曜 13時～ 17時

## 5 用語の解説

支援教育 (神奈川県)	障害のある子ども達を含め、全ての子ども達一人ひとりがもつ自らの力では解決できない困難なことを「教育的ニーズ」として捉え、それぞれの子どもに応じた働きかけをする教育。
特別支援教育	障害のある児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う教育。
インクルーシブ教育	支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指していく教育。
特別支援学級 支援級	小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。
通級指導教室	通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対する、障害に応じた特別の指導を行う教室。
教育支援教室	学校に登校できない時に、基礎学力を補充する学習や様々な活動を行う教育施設。
教育的ニーズ	教育上児童生徒が必要とする配慮や支援、または学校教育で伸ばしていきたい力のために必要な環境等。
特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。
教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。
発達障害	発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。
学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際に、文部科学省が学校教育法に基づき定めている基準。
自立活動	個々の生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達基盤を養う活動。

教育相談 コーディネーター (神奈川県)	支援を必要とする子どもに対し、子ども、担任、保護者のニーズの把握、ケース会議の運営、関係機関との連携・調整を行う人。神奈川県では、特別支援教育と不登校などの対応を兼ねたコーディネーターとして養成。
特別支援教育支援員	担任等の指導の補助及び当該児童の生活・学習支援をすることが基本的な役割。学級や学校の教育方針を担う一人として、担任等と連携をしながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。
個別の支援計画	障害のある子どもや、支援のニーズがある子ども一人ひとりについての乳幼児期から学校卒業後まで一貫した長期的支援を行うため、保護者の意見を聴き、関係機関が連携しながら作成する支援の計画。
個別の指導計画	教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。
交流級	特別支援学級在籍の児童生徒が、授業や活動に参加する通常級の学級。
ICT	Information Communication Technology 「情報通信技術」一般的には、コンピュータやインターネット等のデジタル機器のことを指す。
カリキュラム	学習活動のために準備された教育の内容を目的や段階に応じて配列したもの。教育課程。
センター的機関	盲・聾・養護学校が地域の実態や家庭の要請等により、障害のある児童生徒等又はその保護者に対して教育相談を行う等、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとして果たす役割。
教育相談員	学校生活・いじめ・親子関係・長期欠席・学習進路・身体健康・友人異性関係・非行・発達など児童・生徒の生活全般に関して相談を受ける人。
リソースルーム	必要に応じて生徒の学習上又は生活上の困難を克服するための支援内容及び、いじめや不登校等、生徒指導上等に対応した支援内容を取り扱いながら、個に応じた支援や学習を行う教室。

## 葉山町立学校特別支援教育支援員派遣事業要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町立小・中学校に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒または教育委員会が必要と認めた児童生徒の生活・学習支援及び安全確保のため、学校からの要請に応じて特別支援教育支援員を派遣することにより、本町の特別支援教育の充実に資する。

## (職務内容)

第2条 日常の教育活動において、特別支援学級担任及び学級担任等の指示のもとに、当該児童生徒の生活支援及び学習支援を行う。

- (1) 身辺処理の支援に関する事
- (2) 休み時間の安全確保に関する事
- (3) 校外学習・学校行事の際の支援に関する事
- (4) 校内における移動の支援に関する事
- (5) 授業時間の学習支援に関する事
- (6) 校外学習又は学校行事の際の付添い及び介助に関する事
- (7) その他、学校運営上必要な事項に関する事

2 特別支援教育支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (雇用期間及び年次休暇)

第3条 特別支援教育支援員の雇用期間は、原則として6ヶ月以内とし、2ヶ月を超える雇用契約の条件を次の通りとする。

- (1) 1週間の勤務を29時間以内とする。
- (2) 年次有給休暇については、再契約の間隔が1ヶ月以内ならば勤務日数を通算し、年間通算勤務日数に応じて、「非常勤職員の年次休暇に関する運営基準」の定めるところによる。
- (3) (1)の条件を超えるものについては、2ヶ月以内の雇用契約とし、再契約の年間勤務日数が216日を越えないものとする。

	年 次 休 暇 日 数		
		小学校	中学校
1年間の通算勤務日数			
169日から216日	7日	49時間	49時間
121日から168日	5日	35時間	35時間
73日から120日	3日	21時間	21時間
48日から72日	1日	7時間	7時間

(勤務日及び勤務時間)

第4条 特別支援教育支援員の勤務日・勤務時間については、次のとおりとする。

- (1) 勤務日・勤務時間については、年間予算の中で所属長の命ずることとする。
- (2) 勤務時間については、原則として次の通りとする。
  - ① 平日：小学校においては、午前8時30分より午後4時15分のうち7時間以内  
中学校においては、午前8時30分より午後4時15分のうち7時間以内
  - ② 休憩時間については、6時間を越える勤務日は、45分とする。
- (3) 所属長は、支援員に対し宿泊行事等において、前2項に規定する勤務時間を超えて勤務を命ずることができる。

(賃金及びその執行)

第5条 特別支援教育支援員の賃金は、別に定める。その執行については、派遣先学校長の報告に基づいて教育委員会が月締めをし、翌月の指定する日までに銀行振り込みで支払う。

- (1) 宿泊行事に係る特別支援教育支援員の参加費用（運賃等）は旅行代理店が作成した請求書により本人に銀行振り込みで支払う。

(任用における配置について)

第6条 特別支援教育支援員の任用及び配置については、別途「葉山町特別支援教育支援員の任用及び配置基準」により定めるものとする。

(その他)

第7条

- (1) 公務上の災害または通勤による災害については「労働者災害補償保険」を適用する。
- (2) 本事業の実施にあたり問題が生じた場合は、教育委員会と関係者において協議する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日改正
- 3 平成17年4月1日改正
- 4 平成18年4月1日改正
- 5 平成19年4月1日改正
- 6 平成25年10月1日改正
- 7 平成30年4月1日改正
- 8 令和4年4月1日改正

## 葉山町特別支援教育支援員の任用及び配置基準

葉山町教育委員会

本基準は、葉山町特別支援教育支援員の配置にあたり必要な事項について定めるものである。

## 1 対象職員

この基準の対象となる職員は、葉山町会計年度任用職員（日々雇用）の特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）とする。

## 2 任用及び配置について

- (1) 教育委員会は、学校長からの勤務状況等の聞き取りに基づき支援員を任用する。
- (2) 支援員の任用期間は、原則6カ月とする。ただし、勤務態度や本人の意向等を勘案した上、任用期間の更新を行うことができる。
- (3) 任用期間は原則課業期間内とする。
- (4) 葉山町教育委員会は、次の考え方に基づいて支援員を配置する。
  - ①支援を要する児童・生徒の人数により、予算の範囲内で配置する。
  - ②校長からの勤務状況等の聞き取りを踏まえ、支援員を配置する。
  - ③支援の必要な児童生徒の教育的ニーズに対応するため、支援員がその能力を十分発揮し支援効果を高めることができるよう適材適所に配置する。
  - ④前号を踏まえたうえで、支援員の資質・能力の向上を図るため、同一校6年以上の多年継続勤務者については、積極的に配置換えを行う。また、同一校継続配置については、8年を上限とする。
  - ⑤校種を超えた配置換えを行うことで、支援教育の充実と小中一貫教育による教育的効果の充実を図る。

## 3 本基準は、令和4年4月1日から実施する。

## 教育支援教室の通室(退室)までの流れと、段階に応じた支援

### 一次支援

- 未然防止に向けた取組

不登校・登校しづり等、支援ニーズのある児童・生徒

### 二次支援

- 本人及び保護者等との相談・指導・支援  
(学校・SC・教育相談員等を含めた相談・支援)
- 校内支援委員会における支援方針の検討

- 未然防止に向けた取組

・相談員等が通室希望を確認した場合は速やかに学校へ報告

### 三次支援

- 通室希望有り

### ケース会議

通室希望を確認した学校は、教育研究所長に支援教室通室に係るケース会議の開催依頼書(別様式1)を提出しケース会議の開催を要請する。ケース会議では、対象者と関わってきた出席者がそれまでに得た情報及びアセスメントを持ち寄り、支援方針の検討を行う。

#### 【主催及び構成員】

- ・学校からの要請により、教育研究所が主催する。
- ・構成員は教育相談Co等学校教職員、SC、SSW、教育相談員、支援教室指導員、児童・生徒指導担当指導主事、教育指導員、その他教育研究所長が必要と認めた者の中から、ケースに応じて招集する。

支援教室通室が適当

支援教室以外の支援策

仮通室申込書(別様式2)提出

支援教室への仮通室開始……仮通室期間は2ヶ月間を上限とする

※ 仮通室を経て正規通室を希望する場合

葉山町教育支援教室通室申請書(第1号様式)提出

### 通室判定会議(教育研究所主催)

※ 仮通室中の状況から支援の方向性が明確な場合は書類審査でも可とする

#### 【構成員】

教育研究所長・在籍校関係教職員・支援教室指導員・教育相談員・児童生徒指導担当指導主事・教育指導員・その他教育研究所長が必要と認めた者

通室承認

保護者へ「通室承認(不承認)書」第2号様式  
学校長へ「通室通知書」第3号様式

正規通室

支援教室における支援・指導開始

通室中の児童・生徒が退室を希望する場合、保護者は支援教室退室申請書(第4号様式)を提出する  
学校長を経由して、教育委員会が申請書を受理した時点で退室を承認するものとする

学校復帰・社会的自立に向けた支援(在籍校との連携・協働)

不承認

保護者へ「通室承認(不承認)書」第2号様式  
(不承認の理由について保護者に説明)  
学校長へ「通室通知書(不承認)」第3号様式

教育相談継続

他の支援のあり方等について検討・相談



## 医療的ケア児の切れ目のない子育て支援のために

地域で暮らす医療的ケアが必要な子どもが必要な支援を受けられるようにするため、ご本人の成長や生活を支える福祉サービスや手当をご案内します。

### 1. 福祉サービスを受けるために必要な手帳の種類

#### (1) 身体障害者手帳

お子さまの身体に不自由があり、その状態が障害に該当すると認められる場合に、その程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。各種の福祉サービスを受けるためには、この手帳が必要になります。

#### (2) 療育手帳

療育手帳は、知的障害のあるお子さまが一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。状態の程度に応じて、A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の判定がなされます。

#### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に、その程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。

※(1)～(3)のうち1つ手帳を持っていると次の福祉サービスなどが利用できます。

### 2. 医療費について

#### (1) 葉山町小児医療費助成

0歳～中学校3年生までのお子さんが医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担分が助成されます。

#### (2) 葉山町心身障害者医療費助成

重度障害児者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担分が助成されます。

#### (3) 自立支援医療(育成医療)

身体に障害のあるお子さん、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患があるお子さんが、手術等の治療を受けることにより身体上の障害が軽減され、日常生活が容易にできるようになる場合、指定医療機関における治療等を受けるときに要する医療費の一部が負担さ

れます。

(4)特定疾患医療給付

厚生労働省が定める指定難病の治療に対して、保険医療費の自己負担分が負担されます。

(5)特定疾病療養費

高額な治療を長期間継続して行う必要がある方について、保険医療費の自己負担分が負担されます。

(6)高額療養費制度

病院などの医療機関で支払った保険診療の一部負担金が高額になって、基準額(自己負担限度額)を超えたときに、その超えた分が加入中の健康保険より支給される制度です。保険診療対象外の差額ベッド代や入院時の食事代(入院時食事療養費)等は支給対象にはなりません。

(7)小児慢性特定疾病医療費支給認定

18歳未満(継続する場合は20歳未満まで延長可能)

原因不明で治療方法が確立していない児童等の疾病のうち、厚生大臣が定める「小児慢性特定疾病」

※疾患ごとに受給するための基準があります。

### 3. 手当について

(1)葉山町在宅心身障害者手当

毎年4月1日現在、町内在住で住民登録のある、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害と判定された方含む)、精神障害者保健福祉手帳を持っているお子さまに、年一回手当が支給されます。

(2)神奈川県在宅重度障害者等手当

基準日(毎年8月1日)において、県内に継続して6か月以上居住している在宅の「重度重複障害者等」に支給されます。

(3)児童扶養手当

児童が18歳になった後の最初の3月(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)まで、母子・父子家庭の方などに手当が支給されます。

(4)特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

(5)心身障害者扶養共済制度

障害を持つお子さまを扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または著しい障害を有する状態となったとき、扶養していた障害を持つお子さまに年金を支給するものです。

(6)特別支援教育就学奨励費

町立小中学校の特別支援級に在籍する児童・生徒の保護者のうち、経済的な理由により児童・生徒の就学が困難な世帯に支給されます。

#### 4. 福祉サービスについて

(1)居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

(2)児童発達支援

障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

(3)放課後等デイサービス

放課後や夏休み、冬休みなどに日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

(4)短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行う人が病気の場合等に、短期間施設に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 5. 公共料金の割引について

(1)JR・私鉄・横浜市営地下鉄の鉄道運賃の割引

(2)バス運賃の割引

(3)タクシー運賃の割引

(4)ETC及び有料道路通行料金の割引

(5)航空運賃の割引

(6)フェリー等運賃の割引